

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷六十第

行發日一月二年二十正大

## 論叢

資本主義經濟學と自然法則 . . . 法學博士 河上 肇  
 納稅義務者としての國家 . . . 法學博士 神戸 正雄  
 階級に就いて . . . 文學博士 高田 保馬

## 時論

養蠶業の擴張及び改善 . . . 法學博士 戸田 海市  
 農業不動産金融と一般不動産金融 . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

個人主義及社會主義局外觀 . . . 法學博士 財部 靜治  
 舊岡山藩の社倉法に就て . . . 經濟學士 黒 正 巖

## 雜錄

地租の改廢に就て . . . 法學博士 小川 郷太郎  
 白耳義に於ける失業保險制度に就て . . . 法學士 一戸 二郎

## 舊岡山藩の社會法に就て (一)

黒 正 巖

### 緒 言

徳川時代に於ては抑商勸農を治國の大本として居たので、貨幣經濟は前代に比し著しく發達したとは云ひながら經濟の基調は「米」に存し、農業を主とする領域經濟の域を脱しなかつた。従つて幕府や各藩の財政源は米納による地租であり、又人口の大部分を占むる農民はその生活様式に種々の制限を加へられ、自給自足に近い生活を營まざるを得なかつた、即ち農民は地租と自己の消費との爲めに生産に従事するのであつて營利的商品生産として農耕を行つたものでないといふも不可はない。故に農産物の不作は直ちに官府の財政に影響するのみならず、農民は他より食糧を獲得するの途を殆ど全く有しなかつたのである。然るに天災地變頻繁に發生して慘害甚だしきものあるも之に對抗すべき充分の施設なく、然かも交通機關の不備と各藩の割據獨立の結果、天災毎に飢饉を惹起し餓孚路傍に横はるといふ有様であつた。

斯の如き經濟組織の下に於てはその缺陷を補ふために倉粟制度の發生するは蓋し當然であらう。所謂三倉の制は之れであつて東洋に於ては古來各地に行はれた所である。三倉の如何なるものであるかに就ては茲に絮説しないが、我國に於ては徳川時代に盛に行はれその數は枚擧に違なき程である。<sup>1)</sup>尤も當時に於ては義倉、社倉、常平倉の三倉が混同されてゐた、同一の名稱

1) 農商務省の「社會制度に關する調査」のみに由るも甚多數である。

を有し乍らその實を異にし、その名を異にするもその實を同じふするものもあつた。併し乍ら三倉の第一義の直接目的は自給自足的農業經濟時代の缺陷を除去する事に在りて、主として農民の救濟、備荒貯蓄を最高の任務としてゐたのである。

然るに茲に論述せんとする舊岡山藩の社倉法は他藩の社倉制度に比して著しく異つて居る。その名は社倉と稱せらるらゝも、その實質を深く考察する時は之を以て直ちに社倉であると速斷することは失當たらざるを得ぬ。從來社倉の研究者は岡山藩の社倉を以てその本質に於て他藩の社倉と何等特異なきものと考へたかに思はるゝ<sup>2)</sup>。こゝは社倉なる名稱に囚はれてその眞意を没却したものであつて私の甚だ遺憾とする所である。先人已に岡山藩社倉法に關して研究せしに拘はらず、余が敢えて茲に論究せんとする所以は、岡山藩の社倉は所謂社倉に非ざる事を闡明せんが爲めである。岡山藩の社倉は米銀を蓄積して藩政に資せんとするの目的を以て貨殖營利を行ふ所の一の融通機關にすぎないのであつて、社倉本來の目的たる備荒救恤の如きは二次的附隨的作用にすぎなかつたことを論證しようと思ふ。之に先つて社倉法創設以前に於ける岡山藩の救濟備荒制度を略述するであらう。

## 第一、社倉設立前の救荒制度

### イ、加損米、用捨麥の制度

池田光政が岡山藩に封を轉じ來て以來、久しい間は凶荒救濟に關する特別の制度はなく、凶年

2) 重田定一氏史說史話 p. 295  
岩崎孫八氏、岡山藩の社倉法 (歴史地理第35卷6號 p. 477)

飢饉の都度藩府の所有に屬する一般の倉庫を開いて食米を給與したにすぎぬ。又當時己に加損米、用捨麥の制度を存してゐたことは明かであるが、併し之は平年に於て特殊の人々に對する補助救濟の法であつて凶年に備ふるものではなかつた。即ち用捨麥とは畑作の年貢たる麥の上納は之を七月に完納せねばならぬのだが、農民が所定の期日に麥年貢を納めれば次の秋收穫迄の生活に困難を感ずるが如き場合に、その納期を年末收穫後に延期し一定の利銀又は利米を徵收する法である。更に加損米は種々の事情の爲め收益の少き百姓に對し米の前貸をなし負擔の公平と生活の安定を計る事を旨としたものの様である。之に就き類纂には次の如く記して在る。

「烈公の時より加損米の名あり、惡田所又は免不相應の地所作力無之難義の村所へ春の内に其村々へ米何程宛と立被下是を加損米といふ。但秋上納の内減す、實は捨り也、御免帳立て、一ヶ年限りの作法ながら願出の節二年三年四年五年も年限の定有之。右加損米改實永年中迄は名主五人組頭共に改誓詞を申付大庄屋共出合候て地所遂吟味加損米下積り出來の上帳面御郡奉行へ指出し其上を御郡奉行郡目付下役人一所に罷越又地方の見分加損割賦等吟味」<sup>3)</sup>

之によつて見れば用捨麥、加損米は共に租稅徵收上の一變則にすぎぬのであつて、凶年飢饉の時の救濟制度として効果の少いものである。加之藩庫の開耀は數次に及びて己に窮乏を告げしのみならず、諸方面よりの借債數萬兩に達して居るので、將來の凶歉に備ふるには藩の財政より獨立した強固なる施設を設けるの外なきに至つた。それが即ち育麥又は畝麥法(又は二升麥)と稱せらるゝものである。

3) 類纂、制度門、稅法の部

ロ、畝麥法(育麥、二升麥)

岡山藩畝麥法は後に詳述するが如く、明曆三年(西紀一六五七年)五月即ち社倉法施行に先立つこと十五年前に創始されたものであるが、後、社倉の行はるゝに至つてからも、之と相併んで經營された。蓋し畝麥法は社倉固有の目的と機能とを有し民吏の管理に屬する自治の救濟制度にして、社倉法と共に行はるゝことは屋上屋を架するものではなく、社倉法と全然別異の性質を有するが故に、二者の兩立を必要としたからである。承應年中、岡山藩は數度に亘つて水旱の災害を蒙り、藩の爲政者は之が救濟に疲れ藩民は塗膽に苦しむ状態であつたので、一方に於て從來の通り植林治水に力を用ひて災害の根源を除去するに力むると同時に、人爲の救濟策を確立しようとしたのである。茲に於て藩主池田光政は承應三年郡奉行を集めて救濟の方法を諮詢し、次の如く達した。

「當年の旱洪水、我等一代の大難にて候、是を思ふに我惡逆故如此ならば天より直ちに亡を下し賜はず御戒に存候上は、有難事に存じ又天の時ならば我等能時分に此國を奉預候條、人民を可救に存候、何の道にも急度可致と存候」<sup>4)</sup>

茲に於て明曆三年五月十五日郡奉行一同が協議の結果次の様な立案を提出した<sup>5)</sup>

飢饉年百姓救可申時之事

一、當夏より畑方は畝麥不殘、田方は麥蒔候畝敷に一反に付二升宛庄屋手前に取集往々置所相定可申候、右の麥大方の飢饉には出し不申、毎年が出来に隨ひ少宛成共取集可申候、當年

4) 有斐錄

5) 類纂、金穀の部

の如く麥毛能御座候はば一年に一郡にて大方三百石平し程も可有御座候説

一、大豆葉干菜リヤウブ兼々取らせ置右之麥遣申刻相添遣可申候、此段者庄屋に申付、銘々家々に改置年々仕替させ可申候

右之通年々に貯置申候はゞ飢饉に候共飢人有御座間敷候哉と奉存候事

光政はこの建言を採用し郡中に實行せしめた、即ち畝麥の法は庄屋の支配する範圍を一區劃として組合はせ田地一反から麥二升宛の割合を以て課徴し、貯藏麥が増加して基礎強固となる迄庄屋の家に保藏することとした。而て一朝凶年となれば之を救済に充て又平年に於ても適宜に貸付を行つた。併乍畝麥法は本來純粹なる救済策として生れた共同自治の機關であるから、貸付によつて利殖するが如きはその本旨に反する所であつた。従て一般人民の負擔を忍んで畝麥を醸出し乍らもその増加の程度極めて少く、大需要に迫られた際に果して充分の効果を收め得るや否や疑はれた。茲に於て藩政府は畝麥法の趣旨を徹底せしめ、人民をして畝麥法の基礎を強固ならしむるの必要を感じ、元祿八年に次の如き令達を發して居る。

一、宵麥諸御郡共増少く、畢竟下方の爲めに成不申儀の處肝煎共心不付様相見え候、年柄を見合せ後年に増し申様可仕候

一、大豆葉木の葉此節末々へ借出來の時分詰替可申候、尤是も増様利を取立可申事

一、右宵麥代銀にて有之分下直の時分買候て麥に御貯置可申候(大庄屋手記温故雜録)

斯の如く貯藏麥の利殖増加の必要を説き又貯藏麥の入替等に就きても大體の指針を示したので

ある。今岡山縣内務部の調査書に集録する所の古文書を抄記して麥入替方法、利息等を推察するの資に供しよう。

「育麥は一郡の内にも大庄屋組合分けに郷藏をしつらひ麥を貯置十二月より正月二月三月四月迄五箇月の間貧者扶持方に月歩にて貸付但五ヶ一之作法有之御代官罷出月毎に渡、四月の渡しには鼠切も故見右の貸付の麥新麥出來の上利麥を加へ返納、此新麥納めは御郡奉行納之麥不熟の年は利麥等指免し候事、臨時の證議藏守給も□□但已前餘計に有之處右の麥入札拂にして催合へ入又は新開方へも預け置此新開方へ出願候分は御郡代承届救貸にも出さず、但し五歩の利付貸也」  
「貞享三年寅十二月邑久郡分畝麥十一月迄は一割半の利足に候處同年十二月より諸郡並に月一步宛に極」<sup>6)</sup>

かくて利息法の制定と同時に組織も次第に整ふた結果、各郡の貯藏麥増加し畝麥倉を建立するに至つたことは寶永三年發せられた次の様な達しによつて視はれる。

「諸郡育麥次第に多く成借し餘の麥所にて作廻難成分は御年貢の時分障に不成様相考六七月の頃にも入札にて拂其代銀を以九、十月新米を春の時に買置大變無育に不入時は翌年の夏拂右代銀札を以て秋又新米買置可然候、右の米手寄く<sup>7)</sup>に育麥の内を以て藏を建買入置可然候、御郡奉行御代官立合相判にて<sup>7)</sup>置可然事」

即ち後には貯麥を賣却して米でも貯藏するに至つた様である、併し果して各村々の育麥が何れ丈の分量に達したかを知る事は出來ぬけれども、延寶三年正月より五月迄に給與として畝麥一萬

6) 留帳、舊幕時代に於るり社會制度(岡山縣内務部編)五八頁  
7) 同上

二千四百三十五俵、天和元年正月より四月迄に歛麥四千二百三十六石三斗五升、俵にして約一萬二千百〇三俵を出してゐるし、又享保元年に於ける邑久郡育麥藏敷のみにても十八ヶ所に及ぶを見れば相當の石高に達した事を推す事が出来ると思ふ。然るに後段述ぶるが如く社會が半官半民的のものとなり且つ其の財力豊富となりて以來歛麥法が各人の年々の贖出によつて成立せる關係上、多少衰退せるの傾あるも、尙ほ社會と併立して存續し、所に由つてはその制度を傳へて以て幕末に及んだものもある。斯の如く歛麥法は最初より民衆を基礎として發生した自治的の制度であり利殖の爲めに儲けられず備荒貯蓄を第一義として始終したものである。その實質は純粹なる社會である、併し乍らその性質が私法的のものであつたため、その記録文書の今日迄遺存するもの少く、その成果を詳密に知ることの出来ぬのは甚だ遺憾である。

## 第二、社會法創設の顛末

### イ、社會法の創始者

從來岡山藩の治政といへば直ちに熊澤蕃山を思ひ出されて居たけれども、彼の擧げた實蹟は顯著に之を認むることが出来ぬ。蓋し蕃山の思想は餘りに高遠であつて當時の社會状態にかけはなれ到底實現する事の出来ぬものが多かつたのみならず、彼が實際に遂行せんとした政策は極めて消極的のものであつて奇抜なる制度を新設するよりも現存の制度を改善發達せしめて行くことを旨としたかに思はるゝからである。かくの如く從來岡山藩に於て蕃山の實行したものであると世



俗に信じられてきた制度の大多數は、不言實行主義者にして偉大なる理財家、津田重二郎永忠の畫策に基いて居るのを發見する。岡山藩社倉法も亦永忠の創設にかゝる所である。乍併之に就いて看過する事の出來ぬのは、永忠のこの畫策に對し陰に陽に助言と聲援を與へた者のあつたことである、それは即ち熊澤蕃山の弟、泉八右衛門仲愛その人である。津田永忠は承應二年二月年始めて十四歳で兒小性に任せられ、蕃山が明暦三年仕を辭して以來大に拔擢せられ元祿十六年關谷に隱退する迄五十年間藩政特に財政に參與し殖産興業に力を致したのであるが、一面に於て朱子學者中村惕齋、小原大丈軒等と親しく交はりて朱子學を研鑽し、蕃山、仲愛等の陽明學者と相對峙してゐた。乍併永忠仲愛は偏見なる學究徒に非ずして共に政治を談じ政策を樹立したのである。而て實際的經營の方面に秀でたる永忠と、藩主の信任の厚かつた泉仲愛と相結んだ所に初めて社倉法が實現されたのであつて、種々の文獻に徴するもその功蹟を獨り永忠に歸せしむることは不當である。今永忠の手記を抄記して見よう。

「此書付(社倉法に關する書付)寛文十一年亥七月十日の御寄合に泉八右衛門と私兩人にて伊賀殿猪右衛門殿掛御目候て申候は大唐にケ様の民の救様有之と御在國の時御前へ申上候得は一段とよさそうなる事に候と御意に候得共……………扱同八月十日の御寄合にて又兩人して右御兩人へ申候は……………大學殿より八右衛門へ手紙にて御申候は先日重二郎持參候書付猪右衛門被申候は御在國の内に兩人申上候儀に候間兩人手前より可申上候其の上……………」

右は社倉法創設建議書を草した頃の手紙であるが、更に延寶四年社倉法の貸米方法が問題とな

つた時に仲愛に復する書簡の中にも「最初に貴様と私兩人して御老中へ御貸米之儀申上候書付の控一通指上申候……」とある。此外社會法の創設後もその經營につきて二人が相談を巡ぐらし、仲愛は屢々藩主を説き伏せて社倉米貸付制度を續行することに方め、一方永忠は社倉の運用に遺漏なからんことに努めたのである。故に岡山藩社倉法は津田永忠と泉仲愛との二人の合作に成るものといふべきである、而て永忠が在職五十年の間に完成した大事業は次の如く多數であるが、その殆ど凡べてが社倉の方に俟つものであつて、社會法創立前に行はれたるものも後には皆社倉の富力によらないものはない有様である。實に社會法は永忠をして永遠に經濟上の功績を傳ふるに至らしめた根本の動力といふべきである。今その業績を略記しよう。

- |          |             |          |               |
|----------|-------------|----------|---------------|
| 1 寛文五年   | 和主谷の瘡域を設く   | 2 寛文六—九年 | 學校を創建す        |
| 3 寛文七—八年 | 手習所を置く      | 4 寛文十年   | 閑谷學校を創建す      |
| 5 寛文十一年  | 井田法を試む      | 6 寛文十一年  | 社倉法を創立す       |
| 7 延寶七年   | 和氣郡諸島に牧場を設く | 8 同年     | 倉田新田を開き倉安川を鑿つ |
| 9 天和二年   | 大に貧民を救恤す    | 10 同年    | 和氣郡福浦新田を開く    |
| 11 貞享元年  | 邑久郡幸島新田を開墾す | 12 貞享四年  | 後樂園を設く        |
| 13 元祿五年  | 上道郡沖新田を開墾す  | 14 元祿八年  | 邑久郡牛窓波戸場を築く   |
| 15 同 九年  | 吉備津宮を營む     | 16 同 十一年 | 和氣郡大漂港を開く     |
| 17 同 十二年 | 福山領地を丈量す    |          |               |

(8) 永忠年譜(木畑道夫編)、永忠偉業録による。

## ロ、社倉法創設の方法

岡山藩社倉法の創設に關してその目論見を藩侯並に評定席へ提案した際には朱子社倉法に準據すべき事を口實として居る。即ち已述の如く「大唐にケ様の民の救済有之……」と上言し、又利息をとつて貸與する事が一時尙尙となつた時に光政の子綱政に建言せる文中にも、朱子社倉法に準據せるものにして社倉米の貸與利殖の方法は決して不可でなく、又光政侯も已にこの點は承認して居るのだと論じ、支那崇拜思想の俥方と光政の威光とを借りて利殖貸付の不可ならざる事を反駁してゐる。乍併余の考によれば之は單に表面上の事で、利殖方法は朱子社倉法による所大であるがその精神とする所並に利殖蓄積された元資の運用法は朱子社會法を去る事甚だ遠いものである。

斯くの如くして、寛文十一年（西紀一六七一年）七月十日泉仲愛と共に五項よりなる社倉創設の建議書を評定席に提出したが、當年は光政が參覲交代にて江戸に在つたので使者をして江戸に達した。已にこの事は光政在國の時建言して大體公の賛成してゐた問題であつたから同年十月十六日池田主税君命を帯びて下岡し、社倉法設置許可の指令を齎した。茲に於て永忠は社倉の肝煎を命せられたので先づ當時の地方官たる代官頭、郡奉行等を集め其の旨を諭し旁々意見を徹して愈々實行する事になつた。永忠はその十二月社倉法實施に關し召されて江戸に赴いた。今、社倉の資本を如何にして調達し之を利殖したかを、永忠の建議せる左の腹案に徴して見よう。

## 一、本銀千貫目

此内二百五十貫、銀にて二割宛に借し候得者、利銀一年に五十貫目宛有之に付、下野様奥様へ毎年被進銀埒明申候。残る七百五十貫目之分は米にて其儘置、在々へ御借し被成候様に仕度候。一石五十匁の相場にて來年子ノ春(寛文十二年)御借米一萬五千石にて御座候、これを二割にて借候得者、同暮には一萬八千石に成り申候、丑ノ暮(延寶元年末)には二萬千六百石に成申候、寅ノ暮には二萬五千九百二十石に成申候、卯ノ暮四年目には三萬千四百石に成申候。右銀にて借し置候二百五十貫目を米に仕五千石に御座候に付、本米一萬五千石に此五千石と二口合二萬石之本の分御藏へ先返上仕候得者、四年の利殘る分米一萬六千四百石有之候を御國中に借し、ヘリ米一斗一石に三升宛入させ、毎年春借し暮に取立候様に可仕候」。

元來固有の社會法の資本は人民の自治自發によつて醸出せられる金穀であるのを常とし専ら救荒の爲めに用ひらるゝものである。然るに岡山藩の社會の資本は之と異り朱子法に擬したものである。即ち大和郡山城主本多下野守忠平夫人たる光政の長女への湯沐料一千貫目が藩庫に保管され年に五十貫宛を仕送る事となつてゐたので、之を流用して利殖し以て社會の資本を構成し、一般人民よりは直接毫末の醸出をもなさしめなかつたのである。而て五ヶ年の間には延寶三年の大飢饉があつたに拘はらず、元本並に湯沐銀千二百五十貫に相當する米を藩庫に返上し尙ほ利米として米二萬五千四百九十九石八合が残つた。爾後この殘存利米が社會の元資とせられたのである。<sup>9)</sup>

## ハ、社會法創設の目的

9) 延寶五年三月二十三日永忠進達 類纂金穀門社會法

社倉法創設の目的は、寛文十一年の建議案によれば、(i) 百姓の經濟生活の安定を計らんとしたこと、(ろ) 利銀の藩外に流出するを防止せんとしたこと、(は) 教育の振興、及び(に) 租税負擔の公平輕減を主たるものとして居る。併し乍ら之は單に表面上の目的にすぎぬ、その眞の目的は社倉米の利殖によつて巨大の資源を蓄積し、之を藩の事業に活用して藩庫を充實せんとするに在つた。凶歲の時、人民を救恤するが如き社倉固有の機能は之を二次的のものとしてゐたことは、後段述べらるやうに、その組織、効果并に諸種の事情から推して自ら明かである。建議案第一項に於て「御借し米在々右之程在之候得は百姓共の勝手によろしく、又は凶年の能き手當と奉存候」と述べ、又社倉創設許可に際し老中の申渡の文言中には、「……………少宛にても利の安き銀を借り高利の借銀の方輕免候様に仕候はゞ後々は御救にも可成事にて、凶年の御心當被仰付置度儀數年之御存念に候、今之時節には對公儀第一の御奉公と被思召候得共御勝手御不如意故不成事に候、右之米年々御貸候はゞ後々は御米郡に残り凶年の御救にも可成儀に候是肝要に思召候」とありて、凶年に對する備へとしては寧ろ附隨的に考へて居たことが察せられる。更に建議案の同項に於ても人民が高歩の借銀に苦しみ且つ利銀の藩外に流出するの弊を防止する爲め大に貸付を行はんとこの意圖を示して居る。曰く

「只今迄百姓共自分に借り候米は三割四割、銀は一割三割に當り候由、其上御國に借し銀少く御座候故他國より借銀多仕由内々承り候、其利は皆他國へぬけ候道理に御座候。右之如く被仰付候はゞ利銀他國へ不參、御國に集り御國の民之益に可能成と奉存候」

利銀の藩外に流出すること必ずしも不利とすべきではないが、當時は右の如く高歩の借銀なる上に、この借銀が生産資本として用ひらるゝのでなく専ら消費上の借債であるから、藩の當局者が之を危険なりとし之が國內融通の途を講じようとしたのは蓋し當然の理である。

更に教育費捻出の方策として社倉法を設けたるは最も明白である。岡山藩の府學は岡山城下西中山下及び和氣郡閑谷に在りて外觀内實共に整備して居たが、之に反し郷學は已前より種々の方法にて保護奨勵に力めたけれども、藩政府の財政が甚しく窮乏して居た結果、徴々として振はなかつた。茲に於て社倉米を利殖して之を郷學の振興に用ひんとしたことは次の建議書第三項の文句に明かである。

「在々手習所後々は公儀より只今迄の通りに御米不被下るも立申様に仕度と兼々奉存候得共、百姓共自身として手習所を置候事は勢難成儀に御座候、就ては右の御米今三年右の如く被成御借し被成候得者……此米を以て一ヶ村二ヶ村或は五ヶ村六ヶ村に一ヶ所宛手習師匠を置き……」乍併延寶三年に大凶ありて社倉の餘裕乏しく郡中の手習所を廢して閑谷費に合併するの已むなきに至つた。その後社倉漸く豊なるに及んで片上灣頭に獨立の社倉を設け社倉の餘米一千石を割つて之を藏し閑谷學校の維持費に充てた。斯くの如く教育費作出の財源として社倉を創設したるは争はれぬ所である。

社倉法の目的は單に備荒貯蓄に止り、他の方面にその元資を毫も利用し得ないものとは思はない。進化する社倉は正に種々の方面にも活用さるべきである。乍併そが社倉法たる以上は本來の

目的が第一義とせられねばならぬ。他藩に於ける社倉法は多くこの趣意によつて行はれたようである。然るに岡山藩の社倉法はその創立建議書に於て金融、教育、租税負擔の軽減等々と論述して居る拘はらず、救荒に關しては僅かに一言曖昧なる言を以て説いてゐるにすぎぬ。又貸米の分量をば救米の効果を損じない範圍内とすべしとの考へを有して居たけれども、實際に於ては救荒以外の目的、甚しきは資本固定し收益を生ぜざる方面に過大の支出を行ひ、却て救荒の爲めに僅少の額を出すが如き、更には漸次米よりも金銀を多く貯藏するに至つた等は利殖を先きにするものであつて、社倉を社倉として運用せんとしたものといふことは出来ぬ。岡山藩社倉法の目的が果して那邊に存するかは以上の記述によつても大體を視ふ事が出来るであらう。以下その組織、効果を記述して岡山藩社倉法の本質を知るの参考としよう。